

鹿児島県合唱振興基金規約

第一章 組 織

(名称)

第 1 条 本基金は鹿児島県合唱振興基金と称する。

(事務局)

第 2 条 本基金の事務局は事務局長宅に置く。

(構成)

第 3 条 本基金は鹿児島県内・外を問わず、合唱愛好家の中から個人・団体・法人による維持会員を以って構成する

第 4 条 本基金は鹿児島県合唱連盟と協調する別組織を以って運営する。

第二章 目的及び事業

(目的)

第 5 条 本基金は鹿児島県の合唱活動を側面的に支援する事業を行い、合唱活動の一層の普及と向上に資することを目的とする。

(事業)

第 6 条 本基金は前条の目的を達成するため、次の補助事業を行う。

- (1) 外部講師等招聘に対する補助
- (2) 全国レベルの講習会等へのリーダー参加補助
- (3) 全国レベルのコンクール等への出演団体に対する補助
- (4) 鹿児島県合唱連盟が主催する合唱講習会・コーラスアカデミー等への補助
- (5) その他理事会が認めた事業

第 7 条 本基金は維持会員に対する特典として次の事業を行う。

- (1) 合唱ニュースの発行
- (2) 鹿児島県合唱連盟が主催する県合唱祭・講習会(又はコーラスアカデミー)・合唱フェスティバルへのいずれかに入場できる共通優待券(各 500 円×2 枚)の発行
- (3) 鹿児島県合唱祭のプログラムへの維持会員名簿の掲載。
- (4) その他

第三章 役 員

第 8 条 本基金に次の役員を置く。なお、この他必要に応じて下記以外の役員をおくことができる。

- (1) 理事長 (2) 副理事長 (3) 事務局長 (4) 会計
- (5) 理 事 (若干名) (6) 監事 (2 名)

(役員を選出)

第 9 条 役員は次のとおり選出する。

- (1) 理事は原則として本基金の維持会員の中から総会で選出する。
- (2) 理事長は理事会において選出し総会において承認する。
- (3) 副理事長・事務局長・会計及び事務局次長、会計補佐役等は理事の中から理事長が指名する。
- (4) 監事は理事長が委嘱する。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 理事長は本基金を代表しその運営を総括する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在のときはその職務を代行する。
- (3) 理事は本基金の事業運営に必要な事項を審議決定する。
- (4) 事務局長は本基金の事業運営を総括する。
- (5) 会計は本基金の事業運営に係わる会計事務を担当する。
- (6) 監事は本基金の事業の運営並びに会計を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年とし再選を妨げない。
- (2) 補欠選任される役員任期は前任者の残任期間とする。

第四章 顧問

第12条 本基金に顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は理事会で推薦し理事長が決定する。
- (2) 顧問は本基金の諮問機関とする。

第五章 会議

(会議)

第13条 会議は総会および理事会とする。

- (1) 総会は必要に応じて理事長が招集する。なお、文書により総会に代えることができる。
- (2) 総会の構成員は維持会員とする。ただし、加盟合唱団の代表者が代表して出席することができる。
- (3) 総会は次の事項について協議し、出席者の過半数をもって決定する。
 - ① 本会の活動の基本方針を決定すること
 - ② 規約の制定、改廃に関すること
 - ③ 理事長及び役員承認に関すること
 - ④ 会計決算及び予算承認に関すること

(理事会)

第14条 理事会は理事を以って構成し、理事長が招集する。

- (1) 理事会は年2回程度とする。
- (2) その他理事長が必要と認めた場合は臨時理事会を招集することができる。
- (3) 理事会は構成員の過半数の出席で成立する。ただし、委任状を以って出席とみなす。

第15条 理事会は次の事項を審議する。

- (1) 事業の計画・実施に関する事項
- (2) 事業の予算・決算に関する事項
- (3) 規約改正に関する事項
- (4) 役員選任に関する事項
- (5) その他重要な事項

(監事)

第16条 監事は理事会に出席し、説明・意見を述べることができる。

第六条 会 計

(経費の支弁)

第17条 本基金の経費は、維持会費・寄付金・賛助会計その他の収入を以って支弁する。

第18条 本基金の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第七章 補 足

第19条 この規約施行についての細則は、理事会の決議を経て別途定める。

付 則

第20条 この規約は平成12年4月1日から施行する。

一部改正 平成17年4月1日

一部改正 平成20年4月1日

一部改正 平成23年4月1日

一部改正 平成26年4月1日

一部改正 平成30年4月1日

一部改正 平成31年4月1日

一部改正 令和 3年4月1日

